

泉州南部診療情報ネットワーク運用規程

(目的)

第1条 この規程は、泉州南部診療情報ネットワーク運営協議会（以下「協議会」という。）が運営する地域医療連携システム（以下「なすびんネット」という。）の安全かつ合理的な運用を確保し、診療情報の適正な管理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公開施設 診療情報を公開する医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）に規定する医療提供施設をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 閲覧施設 公開施設の診療情報を閲覧する医療機関をいう。
- (3) 利用者 協議会会長からID、パスワード及び所定の講習を受講し、受講修了証の交付を受けた者をいう。

(運営管理者等)

第3条 なすびんネットの運営管理に当たり、協議会内に運営管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、協議会会長が指名する。

(管理者の責務)

第4条 管理者は、なすびんネットの運営、機密保持及び情報管理について全ての責任を持つものとする。

2 管理者は、第6条第2項の規定により協議会会長の承認を受けた医療機関を閲覧施設として登録するものとする。

3 管理者は、なすびんネットが適正に利用されているか監視し、不適切な利用と認められる場合は、改善を求めることとし、改善が認められないときは、利用を中止させることができる。

(サーバの管理)

第5条 公開施設の診療情報を公開するため設置するサーバの安全管

理については、公開施設の病院長がその管理責任を負う。

- 2 公開施設の病院長は、サーバを安全に管理するため管理担当者を病院内に配置し、配置した管理担当者の氏名等を協議会会長に届け出なければならない。

(利用申込み等)

第6条 なすびんネットを利用することができるのは、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町に所在する医療機関とする。

- 2 なすびんネットを利用しようとする医療機関は、なすびんネット利用申込書(様式第1号)及びなすびんネット誓約書(様式第2号)を協議会会長に提出し、協議会会長の承認を受けなければならない。

- 3 なすびんネットの利用者を追加しようとする医療機関は、なすびんネット利用者ID追加登録申込書(様式第3号)及びなすびんネット誓約書を協議会会長に提出し、協議会会長の承認を受けなければならない。

(閲覧施設の利用中止)

第7条 なすびんネットの利用を中止しようとする閲覧施設は、なすびんネット利用中止届(様式第4号)を協議会会長に提出しなければならない。

(施設情報の変更)

第8条 閲覧施設の施設名及び代表者等の変更が生じた場合は、速やかに変更届(様式第5号)を協議会会長に提出しなければならない。

(利用者の責務)

第9条 利用者は、なすびんネットを利用する際は、この規程のほか、著作権法(昭和45年法律第48号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等(以下「法令等」という。)を遵守しなければならない。

- 2 利用者は、情報セキュリティの管理に努めなければならない。
- 3 利用者は、情報セキュリティを維持するため、新しいウイルスの脅威に対しウイルス対策ソフトウェアを定期的に更新しなければならない。

(I D等の管理)

第 1 0 条 利用者は、 I D及びパスワードを適切に管理するとともに、当該 I D等を他人に譲渡又は利用させてはならない。

2 公開施設及び閲覧施設の代表者は、所属するなすびんネット利用者がこの規程の利用者に該当しなくなったときは、直ちに利用者 I D抹消届（様式第 6 号）を協議会会長に提出しなければならない。

3 公開施設及び閲覧施設の代表者は、所属するなすびんネット利用者が I D及びパスワードを失念等したときは、直ちになすびんネット利用者 I D・パスワード再発行届（様式第 7 号）を協議会会長に提出しなければならない。

(利用取消し)

第 1 1 条 協議会会長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、なすびんネットの利用を取り消すことができる。

(1) この規程の利用者に該当しなくなったとき。

(2) 法令等に違反したとき。

(3) 診療情報の取り扱いが不適切であり、指導又は警告等にもかかわらず改善が認められないとき。

(利用時間)

第 1 2 条 なすびんネットの利用は、常時可能とする。

2 V P N内に設置されるサーバ個別のなすびんネットの利用時間に関しては、その施設において定めるものとする。

(運用制限)

第 1 3 条 管理者は、なすびんネットの良好な運用を維持するために必要となる定期的な保守点検に伴う運用の停止を行う場合は、利用者に対し、なすびんネットを通じて事前に停止期間を通知するものとし、不定期に必要なとなった点検保守又は緊急で行う修理等で運用を停止する場合は、通知することなく運用を停止するものとする。

2 管理者は、なすびんネットの機能向上のために必要となる機能変更に伴う運用の停止を行う場合は、利用者に対し、なすびんネットを通じて事前に停止期間を通知するものとし、緊急で行う必要がある機能

変更で運用を停止する場合は、通知することなく運用を停止するものとする。

- 3 その他協議会会長又は管理者が、なすびんネットの運用をやむを得ず停止する必要があると判断したときは、利用者に対し通知することなく運用を停止することができるものとする。

(通信内容の削除)

第14条 通信内容について次に該当する場合、管理者はその内容を削除することができる。

- (1) 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させるおそれがあるとき。
- (2) 法令等に違反したとき。

(患者同意等)

第15条 なすびんネットを利用して診療情報を閲覧する場合は、公開施設又は閲覧施設のいずれかにおいて、患者又は患者代理人からなすびんネット同意書(様式第8号)を取得しなければならない。

- 2 患者又は患者代理人から前項の同意書を取得した公開施設又は閲覧施設は、速やかに連携する公開施設又は閲覧施設に連絡し、公開施設は、診療情報を閲覧することができる状態にしなければならない。
- 3 前項の診療情報を閲覧することができる期間は、患者又は患者代理人からなすびんネット同意撤回届(様式第9号)による届出があるまでの期間とする。
- 4 閲覧施設は、診療情報を公開している患者の死亡を確認した場合は、直ちに公開施設に連絡し、公開施設は当該患者の医療情報の公開の取消しを行うものとする。

(診療情報の取扱い)

第16条 なすびんネットで閲覧した診療情報の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) なすびんネットで閲覧した時点で、診療情報の管理責任の所在が公開施設から閲覧施設及び利用者に帰属する。
- (2) 閲覧施設及び利用者は、なすびんネットで閲覧した診療情報は個

個人情報であることを強く認識し、万全の注意を払い慎重に取り扱わなければならない。

- (3) 閲覧施設及び利用者は、なすびんネットで閲覧した診療情報については、適正な利用に努めるとともに、患者への説明及び診療目的以外に利用してはならない。
- (4) 閲覧施設及び利用者は、なすびんネットで閲覧した診療情報を紙又は電子媒体等に記録して閲覧施設から持ち出してはならない。
- (5) 閲覧施設及び利用者は、なすびんネットで閲覧した診療情報を紙又は電子媒体等に記録して直接患者又は患者代理人及び他の医療機関に提供してはならない。

(情報公開請求)

第17条 患者又は患者代理人が診療情報及び診療情報のアクセス履歴の個人情報開示請求をする場合は、公開施設に対して行う。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、協議会会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程の一部を改訂し、平成28年2月18日から実施する。

(改訂内容)

第15条

- 3 前項の診療情報を閲覧することができる期間は、患者又は患者代理人からなすびんネット同意撤回届（様式第9号）による届出があるまでの期間とする。ただし、18か月間閲覧されなかった患者の診療情報については、自動的に公開を中止するものとする。

(改訂) 18か月間 ⇒ 60か月（5年）間

この規程の一部を改訂し、令和 7 年 2 月 2 1 日から実施する。

(改訂内容)

第 1 5 条

3 前項の診療情報を閲覧することができる期間は、患者又は患者代理人からなすびんネット同意撤回届（様式第 9 号）による届出があるまでの期間とする。ただし、6 0 か月間閲覧されなかった患者の診療情報については、自動的に公開を中止するものとする。

（改訂）ただし、6 0 か月間閲覧されなかった患者の診療情報については、自動的に公開を中止するものとする。 ⇒ 削除